

(申請者の皆様へ) この紙を小慢指定医へお渡しください。

小児慢性特定疾病指定医の皆様へ

あかし保健所 健康推進課

小児慢性特定疾病医療費助成制度の医療意見書について

「医療意見書」、「成長ホルモン用医療意見書」は小児慢性特定疾病情報センターのホームページからダウンロードすることができます。医療意見書等の内容が不定期に更新される場合がありますので、お手数ですが最新版をダウンロードしてご活用いただきますようお願い申し上げます。

小児慢性特定疾病情報センター (<http://www.shouman.jp/>)

※2018年(平成30年)10月1日に医療意見書の様式が改正されましたが、移行期間が2019年(令和元年)10月末までとなっておりますので、ご留意の上お取り扱いいただきますようお願いいたします。

(1) 対象疾病について

令和元年7月1日、6疾病が追加され、現在762疾病が対象です。

対象疾病については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

(2) 小児慢性特定疾病指定医が作成する医療意見書について

- ◎ 医療意見書には、必ず指定医番号を記載してください。
- ◎ 疾病ごとに「小児慢性特定疾病指定医が作成する医療意見書」が必要です。
- ◎ 成長ホルモン治療を行うには、別途「成長ホルモン治療用医療意見書」が必要です。
- ◎ 重症患者認定基準(裏面参照)に該当する場合
 - ① 各疾病の医療意見書の欄「重症患者認定基準に該当する」に丸をつけてください。
 - ② 「小児慢性特定疾病 医療意見書 別紙」をご記入ください。
- ◎ 人工呼吸器を装着し、この書類の裏面に記載している要件を満たす場合
 - ① 医療意見書の欄「人工呼吸器等装着者認定基準に該当する」に丸をつけてください。
 - ② 「小児慢性特定疾病 医療意見書 別紙」をご記入ください。

➡ 裏面もご覧ください。

重症患者認定基準

▶表1 すべての疾患に関して、次に掲げる症状のうち1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態	
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの
		四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

▶表2 表1に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、かつ濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続携帯腹膜透析を含む)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3か月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は胚不全状態にあるもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は2歳以上の児童において寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの

人工呼吸器等の区分の認定要件

小児慢性特定疾病医療費助成制度で認定されている疾病によって、以下1、2の両方の状態が現に生じており、1年以内に離脱の見込みがないことが認定要件です。

1. 継続して常時、生命維持管理装置（人工呼吸器・体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓）を装着する必要がある方 かつ、
2. 日常生活動作（食事、更衣、移乗・屋内での移動、屋外での移動）が著しく制限されている方